

会 議 録

1 会 議 の 名 称	教育福祉常任委員会
2 日 時	平成26年6月10日 (火) 午前 9時30分 開会 午前 10時13分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7 人)	石川 節治 小林 京子 安藤 玄一 橋田 夏枝 山本 一恵 山田 昌紀 国島 正富
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (0 人)	
7 傍 聴 者	11人
8 手 話 通 訳 者	2人
9 事 務 局	参事(兼)次長 主査 主事
10 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

議 題 陳情第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情
結 果 採 択

午前9時30分 開会

委員長【石川節治議員】 ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については配付した資料のとおりであります。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

委員【橋田夏枝議員】 おはようございます。「陳情第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情」について、意見を申し上げます。

聾児は補聴器等を使用しても通常の話や声を理解することが難しく、話す口の形を見て会話を理解することも困難なため、長年使用されていた口話教育にはかなりの無理があったと思います。先生と聾児とのコミュニケーションもなかなかうまくいかず、学力が伸びない、豊かな人間性が形成されない、社会性も乏しくなるなどの悪影響がありました。今後正々堂々と手話を使って教育できれば、聾児たちが自由に手話でコミュニケーションがとれることとなり、学校での友達同士の交流も深まると思います。

近年、イベントで手話通訳者をつけたり、児童が歌に合わせて手話を覚える取り組みなどふえていると感じます。また、ボランティア活動をしたいとみずから積極的に手話を覚える方々もいらっしゃいます。私自身、手話はほとんどできませんが、童謡などで楽しく仲間たちと手話を覚えた経験があり、完璧に手話をマスターすることは難しいにしても、簡単な手話を覚えて社会みんなで共有することは可能ではないでしょうか。

手話言語法が制定されることで、聾者が日常生活や職場で自由に手話を使ってコミュニケーションがとれ、聾教育の手話導入が保障されることとなります。よって、聾者が今よりも積極的に社会にかかわり、自立することが可能になるのではないのでしょうか。

日本はノーマライゼーションをさらに推し進めるべきであり、本陳情に賛成とさせていただきます。

委員【山田昌紀議員】 それでは陳情第1号に対して、私の意見を述べさせていただきます。

2006年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の形態の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を

自国の言語として規定する国がふえています。日本においても2011年8月に成立した障害者基本法の一部を改正する法律では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。しかしながら、陳情者がおっしゃるように、日本においては手話に対する理解が不十分であると感じています。

1990年代、手話を扱うテレビドラマが放映され、一時期手話に関心を持ち、覚える人がふえたと記憶しております。聴覚障害の方にとっても私たちにとっても手話を一過性のブームで終わらせてはなりません。むしろブームという言葉自体がまた新たな差別を呼ぶのではないのでしょうか。

手話も言語として普及、保存、研究されることが必要です。手話に容易に接することができる環境づくりが大事なことではないのでしょうか。私自身が年に2、3回しか手話に接していないことへの反省を踏まえ、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、聴覚障害をお持ちの方が自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境をつくるための法律を国として制定する必要があるという陳情者のお考えに賛同し、本陳情に賛成いたします。

委員【安藤玄一議員】 それでは、私の意見を述べさせていただきます。

今回の陳情文書にあるとおり、平成23年の障害者基本法の一部を改正する法律において、言語に手話が含まれると改正がなされました。また、平成25年改正の障害者総合支援法においては、手話通訳派遣事業が地方自治体の必須事業となり、近年、手話通訳関連事業については強化されてきているとは思いますが。しかしながら、聾学校での教育に手話を導入することや、さまざまな場面での手話による情報伝達の保障、手話に対する正しい知識の習得などを定める法律はまだありません。また、障害者総合支援法において、手話通訳者を派遣できる範囲を市町村の判断に任せているために、自治体の財政状況によって派遣の対応が変わってしまっていることも現状としてあります。

聾者が日常生活や社会生活の場面で自由に手話を使ったコミュニケーションをとることは、日本人が日本語を話すことと同様の定義であると私は考えます。このようなことから、聾教育に手話を導入し、聾児や保護者が手話に関する正しい情報を得ることなどが保障され、聾者が社会的に自由に生きられることをめざす今回の陳情について、賛成の意見とさせていただきます。

委員【山本一恵議員】 それでは、「陳情第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情」について、意見を申し述べさせていただきます。

陳情の要旨にありますように、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした（仮称）手話言語法を制定することが必要と考えます。耳の聞こえない方は、耳が聞こえる方と違い、耳が聞こえないがために大変なご苦労をされていることと思います。生まれながらに聞こえない子ども、人生の半ばから聞こえなくなった方など、いろいろあると思いますが、特にこの世に生を受けたときから耳が聞こえない子どもは、本人だけでなく、ご両親のご苦労は計り

知れないものがあったことと思います。日常生活、社会生活での楽しいこと、悲しいことなど、人間として生きていくためにはともに語り合える対話は必要です。

陳情文書に、手話を身につけ、手話で学べ、聾者が自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境をつくるための法律を国として制定することが必要であるとありますが、当然のことと思います。

資料によりますと、障害者権利条約、障害者基本法等で、手話が言語であることが認められたが、具体的に手話を広めたり、学習したりといった権利が保障されたわけではない。聾学校では、手話はカリキュラムの中にはないということです。

また、我が国では、障害者に対する差別や偏見が強く見られ、手話や聾者への軽視、極端な口語教育偏重にもつながっている。その差別の壁を超えて聾者が社会参加ができる社会をつくるため、60年以上もの間運動を続けてきたとのこと。聞こえないということは、聞こえる人が当り前に行っている音声言語のコミュニケーションをすることが難しい。100%認識できる言語が視覚機能を利用した言語である手話であり、聾者が人間として基本的人権を保障されるために言語として手話を使える環境が法的に整えられていくことが求められるとありました。

今回の陳情文書にもありますが、平成23年8月に成立した障害者基本法の一部を改正する法律では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められましたが、この法律には可能な限りという留保があり、罰則もないということです。聾者の方々への偏見、差別をなくす環境整備をつくるためにも、国に意見書を提出する本陳情について賛成をいたします。

委員【国島正富議員】 陳情第1号の意見を述べさせていただきます。

陳情要旨で示された手話言語法制定の意義については、一般財団法人全日本ろうあ連盟が中心事業とした取り組みで、聾者が抱えてきた課題と歴史的時代背景により変遷した福祉施策に向けた政治的動向について、長きにわたり関係機関や教育者、研究者等の協力により詳細な調査研究のもとに意見書として取りまとめ、今回の言語法制定の検討資料として提供いただき、本陳情を研究する上で大変参考になったことをこの場をおかりしてご報告させていただきます。一般財団法人全日本ろうあ連盟が、障害者やその家族、教育現場の環境整備と障害者福祉向上に大きな成果を上げてきた重要機関となってきたことを改めて認識いたしたところでございます。

特に手話は、聾者にとって音声言語にかわるコミュニケーション手段として明治時代につくられ、言葉にかわる視覚的表現による独自の文化として構築され、受け継がれてきたこと、聾者にとって手話が目で聞く言葉であったということ、この陳情を検証する経過において新たに理解を深めたところです。

関係者の多大なご尽力により手話が聾者の独自言語として聾者間で受け継がれ、発展してきたにもかかわらず、明治13年、ミラノで開催の国際会議において、

聾教育については読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議され、我が国では聾学校において手話の使用が禁止され、口話法が押しつけられ、その後、1920年、大正9年以降、手話が日本語の習得を妨げるものとして聾教育の現場から排除され、聾者の会話手段として、学校関係者を中心とし、自主的な努力により今日まで維持発展し、使い続けられてきた事実を認識するにつれ、聾者の多様な社会参加に向けた取り組みの柱として、手話言語法の早期制定が重要であると私も考えるところです。

2006年、平成18年、国連において、障害者の権利に関する条約が採択され、2008年、平成20年5月3日に発効された権利条約では、第2条で、「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非発声言語をいう」と定義されました。

以上申し上げましたとおり、手話が聾者にとっての言語であることを十分理解し、現在の手話言語法の制定を求める陳情については採択するとともに、関係機関への意見書提出はもとより、陳情要旨や理由について市民に十分説明し、多くの市民の理解が得られるよう、議会としても広報紙面等を通じ、報告することが議会の使命の一つとして重く受けとめた次第です。

以上、私の意見とさせていただきます。

委員【小林京子議員】 耳の聞こえない方にとって手話が音声言語と対等な言語であること、これは広く人の中に周知させるべき問題と考えます。多数が当り前で、少数が多数に合わせる、そういう社会であってはならないと考えます。

今回陳情審査に当たって、言語の持つ役割について勉強させていただきました。手話も音声言語と同じ役割を持つと考えます。多くの方々の努力の結果、2006年、平成18年に国連総会において障害者の権利に関する条約が採択され、手話が言語であることが明記されました。その後、2011年7月には障害者基本法が改正され、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められましたが、具体的な内容で権利が保障されたわけではなく、不十分な内容です。

手話が言語とし、音声言語と同じ役割を果たすためには、手話も言語としての普及、保存、研究の保障と、だれもが容易に手話に接することができる環境づくりが必要と考えます。そのためにも具体的な権利保障が盛り込まれた手話言語法を国として制定することが必要と考えます。

以上の理由から本陳情に賛成すると同時に、また、これら陳情を通して、意見書を通して、多くの方々が耳の聞こえない方が置かれている実態について知っていただきたいという思いを込めて、意見書提出をしていきたいと思っております。

委員長【石川節治議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声）なしと認めます。

これより採決いたします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

委員長【石川節治議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前 9 時 5 1 分 休憩

議 題 陳情第 2 号 子どもたちに豊かな学びを保障するために、少人数学級の実現、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情

結 果 採 択

委員長【石川節治議員】 それでは、再開いたします。次に「陳情第 2 号、子どもたちに豊かな学びを保障するために、少人数学級の実現、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況については配付してあります資料のとおりであります。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

委員【山田昌紀議員】 それでは、陳情第 2 号に対し、私の意見を述べさせていただきます。

新学習指導要領の本格化実施による授業時数や指導内容の増加、暴力行為や不登校、いじめ等、児童生徒指導面の課題の深刻化、障害のある児童生徒や日本語指導など特別な支援を必要とする子どもの顕著な増加など、問題も多岐にわたっています。

集団生活への適応と基本的な生活習慣を身につけ、基礎的、基本的な知識及び技能を身につけるために、本市では小学校低学年における 3 5 人学級を実施しております。その効果は、子どもたちや保護者に認められ、評価されています。また、教員も効果を実感しているとのこと。子ども、保護者のニーズに応えたきめ細やかな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するために、少人数学級の実現と学級規模の弾力化を推進するべきであると私は考えます。

また、教育予算について、公財政教育支出の一般政府支出の占める割合について、OECD（経済協力開発機構）加盟国 32 カ国中、日本は、私費負担、特に家計負担が大きいことが見て取れます。教育は、未来への投資であるという考えのもと、国は保護者負担軽減のための教育予算を増額すべきものと考えます。また、義務教育教科書の無償化も継続すべきと考えます。

教育基本法では次のように記されております。第 4 条第 1 項には、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない」とあり、また、第 5 条第 3 項には、「国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互協力の下、その実施に責任を負う。」とあります。第 16 条第 3 項、「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。」第 16 条第 4 項、「国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。」とあります。

義務教育制度の根幹である教育の機会均等、水準確保、無償制を支えるための義務教育費国庫負担制度を堅持・拡充すべきと私は考えます。

以上のことから本陳情を採択すべきものと考えます。

委員【橋田夏枝議員】 私も本陳情を採択すべきという立場から意見を述べさせていただきます。

グローバル化が進む中、学校教育現場においては、外国人児童生徒も増加傾向にあり、きめ細かい指導が必要となります。また、小学1年生が学校になじめない小1プロブレムや、中学校進級を機に問題行動を起こす中1ギャップといった問題が各学校で深刻化しています。小学校から高校までの6・3・3制を見直す動きもありますが、国民になじんだ制度の改革の影響は大きく、教育制度改革は容易ではないと予想されます。よって、小中学校のギャップを小さくするために少人数学級を推し進めることが重要になります。今後、外国人児童生徒や小中学校のギャップへの対応、グローバル教育に向けた発展的な学習指導等をさらに拡充する必要があります。一方で、自治体間の経済格差がますます広がることが懸念されます。

以上をもって、将来にわたり子どもたちが平等に質の高い教育を受ける機会を保障するためにも本陳情に賛成とさせていただきます。

委員【安藤玄一議員】 少人数学級の実現につきましては、当市においても小学校2年生まで35人学級の編制を実現するために非常勤講師を追加配置するなどの対応を行ってまいりました。その目的は、集団生活への適応、基本的な生活習慣及び基礎的な知識や技能の習得などの実現にあるわけですが、おおむね成果を実感する結果が出ているとの報告がなされております。今後におきましても、多様化する親と生徒、社会問題への対応等の課題を克服するため、少人数学級や学級規模の弾力化等を推進すべきと考えます。

また、義務教育の機会均等の観点から、子どもはどこに住んでいても、どの親の子であっても、公平で平等な教育を受けられる権利があり、この権利を守ることは我々大人たちがなすべき義務だと考えます。

このようなことから、義務教育予算の増額、義務教育教科書無償制度の継続などとともに、義務教育費国庫負担割合を2分の1まで拡充することについても必要と考えます。

以上のことから今回の陳情について賛成させていただきます。

委員【山本一恵議員】 それでは、「陳情第2号、子どもたちに豊かな学びを保障するために、少人数学級の実現、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

35人学級につきましては本市においても平成17年より進められてきました。また、35人学級を実施するため非常勤講師を配置しています。その事業における成果といたしましては、児童については自己表現する場面がふえ、安心して学校生活を送ることができている。友人相互や担任との良好な関係を築くことができている。また、保護者についてはきめ細やかな指導や教育相談ができ、満足感

や安心感を感じている。また、教員からは学級の児童数が減少したことで、学習面や生活面できめ細やかな指導ができていると一人一人の子どもに対するきめ細やかな対応はよい結果が出ております。

陳情事項1については、学級規模の弾力化、30人学級を求めています。学習指導要領の改定により授業時間数や指導内容の増加、社会状況等の変化により学校は一人一人の子どもに対するきめ細やかな対応、不登校、いじめ等、生徒指導の課題も深刻化しており、先生方の仕事量がふえていることを考えますと、学級規模の弾力化は必要と考えます。

また、本日の神奈川新聞の社会面に大きく、教員の時間が足りないという記事が出ておりました。

次に、陳情事項2につきまして、教育予算の増額、教科書無償制度の継続についてです。消費税が上がり、国民の負担は大変大きくなっています。教育予算は将来の日本を担う国民の財産であり、保護者負担軽減のためにも増額すべきと考えます。

また、教科書無償配布は制度が始まって50年が経過しておりますが、始まった当時はさまざまな議論があったようです。昔は兄弟で使い回して勉強したようですが、家庭環境で教科書を買うことのできない状況は絶対につくってはならないと考えます。当然、義務教育教科書無償配布制度は継続すべきと思います。

陳情事項3につきまして、国の負担を最低でも従来の2分の1まで拡充することについてです。文部科学省の義務教育費国庫負担制度の意義の中に、「憲法の要請に基づく義務教育の根幹を支えるため、国は必要な制度を整備することが必要。『教育は人なり』と言われるように、義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上に負うところ大。教職員の確保と適正配置のためには、必要な財源を安定的に確保することは不可欠」とあります。三位一体改革によりまして国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことによりまして、自治体財政が圧迫されていることを考えますと、義務教育制度の充実のためにも国の負担の拡充が必要と考えます。

以上のことから本陳情は賛成といたします。

委員【国島正富議員】 陳情第2号について、私の考えを申し上げます。

同趣旨の陳情は、昨年6月議会において提出され、委員会での議論を踏まえ、本会議においても全員賛成で採択、関係機関に意見書を提出した経緯があります。今委員会におきましても、他委員から陳情趣旨をもとに詳細にわたり多くの賛成意見が述べられました。重複する意見が多くなりますが、私も本陳情に賛成の立場で意見を申し上げます。

まず、日本国憲法第26条で、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」。義務教育国庫負担法第1条では、「この法律は、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な

規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする」。

また、義務教育費国庫負担制度の概要の意義として、「『教育は人なり』と言われるように、義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置、資質向上に負うところ大。」とされています。

昭和22年3月31日に学校教育法公布施行後66年が経過した今日まで、学級編制の標準は50人より緩やかに改善が図られ、平成23年度改正義務標準法公布により小学校1年生のみ35人、小2から中3までの40人編制となりました。附則2項で、「学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、公立の小学校の第2学年から第6学年まで及び中学校に係る学級編制の標準を順次に改定することその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。」とされました。

少人数学級による教育の必要は陳情趣旨に示されたとおりであり、他委員の意見でも具体的に述べられました。私も同意するところです。

さらに、つけ加えるなら、日本が教育立国として長い歴史や経過、悲惨な戦争により疲弊した国の産業構造の転換により経済成長を遂げ、平和国家として今日あることは、国民全てが義務教育を受け、一人一人の努力が世界の経済大国となり得た最大要因であったことは疑う余地もありません。

国家財政の再建を理由に義務教育費国庫負担制度改革として国庫負担を都道府県負担2分の1から3分の1に削減したことは、義務教育の根幹をなす機会の均等、水準確保、無償制を堅持する観点からも後退するものであり、早期に国庫負担2分の1の復元を求めることも改めて確認したところです。文科省においては、法や国庫負担制度の意義を十分配慮し、教育を地方選挙の争点にするようなことがないよう、義務教育期間として定められた小学校1年から中学校3年までの義務教育にかかわる35人学級への移行並びに給食費や修学旅行費等も教育の一環と定め、義務教育期間は国庫負担とすることこそ、法の根幹をなす教育の機会均等を堅持するためにも早期実現を求めていくことが重要であると考えております。

よって本陳情は採択といたします。

委員【小林京子議員】 本陳情に賛成の立場から意見を述べます。

既に、伊勢原市では平成17年度から小学校1年生を対象に35人以下学級、翌平成18年度には2年生までを35人以下学級を拡大しています。この事業には、県費による少人数授業の加配教師を35人以下学級編制に充て、市費の非常勤講師を少人数授業に充てています。これは自治体としてどうしたら少人数学級を実現できるかを考えた対応とは考えますが、少人数授業においては県費の教員から賃金の低い臨時講師に置きかえられ、低収入の教員をふやすなど、雇用形態に問題があります。既に保護者や学校現場からの要望などにより、多くの自治体で予算を投入し、少人数学級を実施しています。学習面や生活面など、子どもたち一人一人にきめ細やかな指導ができるなど、多くの成果が出されています。

そのような中、平成23年度、国は法改正により小学校1年生の35人以下学

級を実施しました。これは学校、教育関係団体の取り組みほか全国自治体の市町村長会からの要望、議会からの意見書など、多くの働きかけがあり、実現したものと考えます。

しかし、少人数学級による効果は小学校1年生だけではありません。さきに述べたように、多くの自治体ではそれ以上の学年まで35人以下学級を実施しています。どれも自治体独自の予算を投入しています。子どもたちの学びを保障することは国の責任です。現在の小学校1年生だけに実施している35人以下学級を義務教育終了まで拡大することが国の責務と考え、本陳情に賛成いたします。

同じように国の責任で、子どもたちがどこに住んでいようと同一一定水準の教育を受けることができるよう、教育予算を増額すること並びに義務教育国庫負担制度の堅持と国の負担を平成17年度までの2分の1に早期に戻すことが必要と考えます。

以上の理由から本陳情に賛成いたします。

委員長【石川節治議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なしと認めます。

これより採決いたします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

委員長【石川節治議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長【石川節治議員】 異議なしと認めます。正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして教育福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時13分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成26年6月10日

教育福祉常任委員会
委員長 石川節治